

## 川崎区企業市民交流事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 川崎区において、企業の地域社会への貢献活動の機運を高めるとともに、企業・市民・行政の三者による共創の場を構築し、その取組を推進することで、さまざまな地域課題を解決することを目的とした「川崎区企業市民交流事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

### (実施内容)

第2条 次に定めるものを実施する。

- (1) 企業や市民が行う社会貢献活動をより積極的に展開するための各種支援及び事業等。
- (2) 企業、市民及び行政の連携及び協働による地域課題解決に関する取り組み。
- (3) 交流機会の創出及びネットワーク形成に関する取り組み。
- (4) 本事業を効果的に周知するための積極的な広報・啓発。
- (5) その他、本事業の目的を達するための取り組み。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は本事業の対象としない。

- (1) 営利のみを目的とするもの
- (2) 特定の企業や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (4) 国、地方公共団体その他公共的団体から当該事業の委託、補助その他金銭支援を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (6) 公序良俗に反するもの

### (実施体制)

第3条 本事業は、企業、市民及び行政の連携により実施するものとする。

2 本事業の推進を図るため、「川崎区企業市民共創プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を構成し、実施する。

（プラットフォームの構成）

第4条 プラットフォームは、次に掲げる者をもって構成する。

（1）事務局

（2）メンバー

（事務局）

第5条 事務局は、主に次に掲げる事項を行う。

（1）プラットフォームの運営（会議及び交流会の開催を含む。）

（2）本事業の広報

（3）関係者との調整及び支援

（4）その他本事業の運営に関する事項

（メンバー）

第6条 メンバーは、主に次に掲げる事項を行う。

（1）本事業への積極的な参加

（2）交流及び連携への参画

（3）事業の企画、実施及び協力

（メンバーの要件）

第7条 メンバーとして登録できる者は、川崎区内を対象として事業又は活動を行う企業又は団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）宗教活動又は政治活動を目的とした活動を行わないこと

（2）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及びこれらと密接な関係を有しないこと

(3) 公序良俗に反する活動を行わないこと

(4) 他のメンバー及び事務局と円滑に連携できること

(メンバーの登録)

第8条 メンバーとして登録を希望する者は、所定の様式（様式1）又はこれに準ずる方法により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請について適当と認めるときは、メンバーとして登録するものとする。

(メンバーの登録取消)

第9条 メンバーは、登録を取り消そうとするときは、区長に申し出るものとする。

2 区長は、前項の申出があったときは、登録を取消すものとする。

3 区長は、メンバーが第7条の要件を満たさないと認めるときは、あらかじめ当該メンバーに通知し、その登録を取消することができる。

(メンバーの継続確認)

第10条 区長は、メンバーの活動状況及び継続の意思を確認するため、必要に応じて当該メンバーに対し、継続の意思確認を行うものとする。

2 メンバーは、前項の確認に応じ、所定の様式（様式2）又はこれに準ずる方法により、継続の意思を示すものとする。

(プロジェクト)

第11条 プラットフォームは、必要に応じてプロジェクトを置くことができる。

2 プロジェクトは、事務局及びメンバーのうち希望する者により構成する。

3 プロジェクトにリーダーを置き、プロジェクト内におけるメンバーによる互選により定める。

4 プロジェクトは、事務局が必要に応じて招集し、議事の進行を行う。

(幹事会)

第12条 プラットフォームの円滑な運営及び本事業の推進に必要な事項を調整するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、事務局及び各プロジェクトのリーダーをもって構成する。

3 幹事会は、事務局が必要に応じて招集し、議事の進行を行う。

4 幹事会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

(1) 事業の実施方針に関する事項

(2) プロジェクト間の連携及び調整に関する事項

(3) その他本事業の運営に関し必要な事項

(委託)

第13条 区長は、事務局の業務の全部又は一部を適当と認める者に委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。

(様式1)

年 月 日

## 川崎区企業市民共創プラットフォーム メンバー登録申請書

(あて先) 川崎区長

(申請者)

次のとおり、川崎区企業市民共創プラットフォームメンバーの登録を申請します。

企業又は 団体の情報	所在地： 代表者： 担当者： (氏 名) (所 属) (電 話) (E-mail)
主な事業 (活動) 内容	
実施している 地域貢献活動	
興味のある 地域貢献活動	
地域貢献活動に 関して 感じている課題	
本プラットフォ ームを通じて実 施したいことや 期待したいこと	
参加を希望する プロジェクト	

川崎市と関わり のある取り組み		
登録要件	以下の全てに該当する場合のみ申請が可能です。必ずご確認の上、□にレ点をお願いします。	
	(登録要件)	
	①川崎区内を対象地域として事業を行う企業あるいは活動を行う団体である	<input type="checkbox"/>
	②宗教活動又は政治活動を目的とした活動を行わないこと	<input type="checkbox"/>
	③川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと	<input type="checkbox"/>
	④公序良俗に反する活動を行わないこと	<input type="checkbox"/>
⑤事務局及び他のメンバーと、円滑に連携して事業を行うこと	<input type="checkbox"/>	

※本プラットフォームの活動に関連し、団体名・活動内容等を川崎区が活動資料やホームページ等に掲載することがあります。

年 月 日

## 川崎区企業市民共創プラットフォーム メンバー登録継続申請書

(あて先) 川崎区長

(申請者)

次のとおり、川崎区企業市民共創プラットフォームメンバーの登録継続を申請します。

企業又は 団体の情報	所在地： 代表者： 担当者： (氏 名) (所 属) (電 話) (E-mail)
主な事業 (活動) 内容	※登録申請書の内容に変更がある場合のみ記入してください。
実施している 地域貢献活動	※登録申請書の内容に変更がある場合のみ記入してください。
興味のある 地域貢献活動	※登録申請書の内容に変更がある場合のみ記入してください。
地域貢献活動に 関して 感じている課題	※登録申請書の内容に変更がある場合のみ記入してください。
本プラットフォ ームを通じて実 施したいことや 期待したいこと	※登録申請書の内容に変更がある場合のみ記入してください。
参加を希望する プロジェクト	

川崎市と関わり のある取り組み		
登録要件	以下の全てに該当する場合のみ申請が可能です。必ずご確認の上、□にレ点をお願いします。	
	(登録要件)	
	①川崎区内を対象地域として事業を行う企業あるいは活動を行う団体である	□
	②宗教活動又は政治活動を目的とした活動を行わないこと	□
	③川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと	□
	④公序良俗に反する活動を行わないこと	□
⑤事務局及び他のメンバーと、円滑に連携して事業を行うこと	□	

※本プラットフォームの活動に関連し、団体名・活動内容等を川崎区が活動資料やホームページ等に掲載することがあります。